

## 仮設電源設置基準

仮設電源の設置（発電機設置含む）にあたっては、電気事業法等の関係法令及び本仮設電源設置基準を遵守し本施設電気主任技術者または代務者(以下、電気主任技術者という)の指示に従って下さい。

### 1 事前の提出物について

- ・「仮設電源設置申請書または仮設電源設置（発電機）申請書」に必要事項を記入いただき、必要書類(容量表・配線図等・電気工事士の免状（写し）)を添付のうえ、本施設へ提出して下さい。また、電気容量の算定方式は、電気機器の定格出力を使用電力として計算して下さい。

### 2 設置作業開始時から撤去作業終了について

- ・現場責任者は第一種電気工事士または第二種電気工事士の有資格者とします。
- ・現場責任者及び作業員は、設置業者であることを示すバッジまたは腕章などを着用して下さい。また、現場責任者不在の場合、作業を認めることが出来ない場合があります。
- ・設置作業開始及び送電開始時、また撤去開始時については、必ず本施設係員に連絡して下さい。送電開始時には、電気主任技術者が回路を確認の上、送電を行います。
- ・仮設電源取り出しの際は必ず ELB（漏電ブレーカー）を設置して下さい。※定格感度電流 30mA 以下
- ・分電盤のブレーカーが遮断された場合は電気主任技術者の指示を受けて下さい。
- ・仮設電源盤は、撤去時に配線等の取り忘れがないように処理し、扉は必ず閉鎖して下さい。
- ・展示室床ピットでの作業後はピット内の清掃及び電線取り出し用カバースターの復旧を行って下さい。

### 3 電気の供給停止について（以下の場合には予告なく一部の電力、または全ての電力供給を停止します）

- ・届出や承諾なく電気機器を使用した場合
- ・電気の使用を継続することにより、危険な事態の発生が予測される場合
- ・電気の使用により周囲に危害等を及ぼす場合
- ・届出使用電力を超えて使用した場合
- ・終日通電についての承諾を受けずに、施設利用時間外（または無人時）に通電を行っていた場合
- ・その他、電気主任技術者が必要と認めた場合

### 4 その他

- ・火災・停電・天変地異を始め、仮設電源の設置に係る各種損害については、本施設に重大な過失等がない限り本施設は一切その責任を負いません。また、盗難やその他トラブル等の被害が発生した場合の損害についても、本施設は一切その責任を負いません。
- ・使用後は清掃等を含め設置業者の負担により原状回復をお願いします。また、原状回復が完全でない場合は、本施設で原状回復を行い、それらに要した費用を請求させていただきます。